

【事案Ⅱ－3】災害後遺障害共済金請求

・平成27年8月24日 裁定終了

<事案の概要>

終身共済契約の契約者兼被共済者である申立人が、交通事故により受傷し、これにより左小指及び右膝に後遺障害を残したとして、同契約の災害給付特約に基づく当該後遺障害に対応する共済金の支払を求めた事案につき、当該特約に定める後遺障害該当性及び支払うべき共済金額などが争いとなったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、終身共済契約の後遺障害共済金を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成25年4月の交通事故で、左小指PIP関節脱臼、右膝挫傷、右膝半月板損傷を受傷。その後、治療・リハビリを行ったが、左小指PIP関節の可動域制限、同手指MP関節の疼痛および右膝関節に疼痛が残存したため、後遺障害共済金の請求を行ったところ、被申立人より、後遺障害非該当である旨、通知があった。
- (2) 左小指と右膝とはそれぞれ独立した2部位であるから、後遺障害等級第9級に該当する2つの後遺障害を残しているものとして共済金が支払われるべきである。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 左小指PIP関節の可動域制限が、終身共済事業規約・約款の別表〔後遺障害等級表〕の第10級「1手の母指および示指以外の1の手指の用を廃したもの」に該当するか否かについては、同別表にかかる適用上の注意事項において、手指の用を廃したものを「運動範囲が生理的運動範囲の1/2以下のもの」と定めている。
よって、正常者の生理的運動領域の標準値100°との比較でこの50°以下に制限されなければ該当しないことになる。
申立人が提出した診断書（後遺障害証明書）によれば、左小指PIP関節の可動域は55°（85° - 30°）であり、後遺障害の基準に至らない。
- (2) 左小指MP関節および右膝関節の疼痛については、申立人提出の自賠責保険後遺障害診断書には、「左小指PIP関節の可動域制限、疼痛、右膝痛はこれまでの経過より改善の見込みはありません」との記載はあるが、これより後に発行された後遺障害証明書においては、「初診時の症状」欄に記載はあるものの、これらの疼痛が残存している旨の記載がない。

さらに、その後の調査でこれらの疼痛については、回復の可能性があることが判明したため、後遺障害には該当しない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、被申立人らは、申立人に対し、終身共済契約の災害給付特約に基づく共済金として金 50 万円を支払わなければならない、と裁定し裁定手続を終了した。

- (1) 申立人が左小指及び右膝にそれぞれ第 9 級「局部に頑固な神経症状を残すもの」に該当する後遺障害を残したことは、被申立人の認めるところである（注：被申立人は、審議の途中で当初の答弁の一部を変更し、認諾する陳述を行っている）。そして、その部位及び症状の態様からみて、それらの症状は、相互に関連する神経の損傷に基づくものとは考え難く、それぞれ相互に関連性を有しない別個の末梢神経の損傷に基づくものと推認される。
- (2) 約款・事業規約上、同一の事故によって 2 以上の後遺障害の状態に該当した場合に、それらの後遺障害の状態が身体の同一部位に生じたものであるときは、1 個の後遺障害としてそれに対応する支払割合の共済金を支払うが、それらの後遺障害の状態がそれぞれ他部位に生じたものであるときは、それぞれの障害ごとにそれに対応する支払割合の共済金を支払うものと規定されている。
- (3) 上記（1）のとおり、身体の 2 つの部位に神経症状の後遺障害を残す場合において、同一部位に生じた障害として取り扱われるべきか、それぞれ他部位に生じた各別の障害として取り扱われるべきかについて、約款・事業規約上、身体の部位につき、「神経」は同一部位とする一方、上肢および下肢はそれぞれ他部位（さらに左右それぞれごとに他部位）とする旨定めているところ、各後遺障害の状態に係る個々の記載との対比においてこれを見ると、神経系統の障害については、それが身体のどの部位に生じているかにかかわらず、身体全体につき同一部位として取り扱うことを定めているもの（上肢及び下肢について上記のように定めているのは、後遺障害の状態として欠損障害や機能障害など身体の各部位ごとに掲示しているものについて、上肢・下肢ごとに（かつ、左右それぞれごとに）同一部位として取り扱うことを定めたものである）と解するのが相当である。すなわち、「神経」は、身体全体につき同一部位と定めていると解される。
- (4) このことは、労災補償における障害等級について定める労働者災害補償法施行規則第 14 条の解釈・運用において、神経系統の機能の障害または精神については、これを身体の部位により区分することなく、同一の系列にあるもの、すなわち同一部位にあるものとして取り扱うものとされている（労働省労働基準局長通知（昭和 50 年 9 月 30 日基発第 565 号）及び労災補償障害認定必携）こととも符合する。

(5) したがって、本件における左小指部及び右膝部の各神経症状は、併せて1つの後遺障害として、それに対応する支払割合による共済金（金 50 万円）が支払われるべきものと判断する。